

関西福祉科学大学・関西女子短期大学における公的研究費不正防止計画

関西福祉科学大学・関西女子短期大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、本学が定める公的研究費の不正防止に関する基本方針に基づき、公的研究費不正防止計画を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
責任体系、責任範囲が不明確で、機関内における認識が十分でない。	「公的研究費管理・運営体制規程」において、「最高管理責任者（学長）」、「統括管理責任者（副学長・事務局長）」、「コンプライアンス推進責任者（総務部長）」を定め、関連諸規程とともにホームページで公表する。また、機関内においてはコンプライアンス教育等を通じた周知により教職員の認識向上を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
不正使用に対する理解が不足しており、コンプライアンスや不正防止への意識が希薄である。	公的研究費の運営・管理に関わる全構成員に対してコンプライアンス教育（年2回）と啓発活動（年4回）を実施する。また、全構成員から「公的研究費の運営・管理に関する誓約書」の提出を求め、不正使用を行わないことを宣誓させる。
学内ルールが不明確で、統一されたルールがない。	「公的研究費事務処理マニュアル」を整備し、コンプライアンス教育実施の際に全構成員に配信する。また、本マニュアルはモニタリング及び内部監査の結果も踏まえ、必要に応じた改正を毎年度実施する。
職務権限が不明確で、決裁手続きが形骸化する。	「公的研究費事務処理マニュアル」で決裁権限を定めることで、全構成員に周知する。また、これに基づく決裁手続きが実態に即したものとなっているか必要に応じて点検する。
不正が発生した場合の告発等の手続き、調査及び懲戒等が不明確、かつ機関内外への周知が不十分である。	「公的研究費における不正対応に関する規程」において、告発手続きや調査方法を定め、ホームページで関連諸規程とともに公表する。

3, 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	不正防止計画
不正発生要因の把握が不十分で、機関全体の状況整理ができず、実効性のある具体的な不正防止計画を策定できない。	不正防止計画推進部署が公的研究費の執行管理業務を兼ねることで、日常的に不正発生要因の把握に努める。また、内部監査部門と連携することで、更なる不正発生要因を把握し、不正防止計画の随時見直しを行う。

4, 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
当初計画より著しく遅れた予算執行、研究計画にない予算執行、年度末に偏った予算執行が発生する。	研究者へのヒアリングにより状況把握し、必要に応じて配分機関ルールに基づく「繰越」「期間延長」の制度利用を促す。また、研究費の未使用返還で以降の審査に不利益は生じないことを周知し、不要な執行を抑制する。
発注段階での支出財源の特定がなされていない。	発注段階で支出財源を特定するよう、執行申請書に支出財源欄を設けて、申請者に対して記載するよう求める。
研究者と取引業者において癒着が生じる。	一定の取引のある業者に対して、誓約書の提出を要請し、不正があった場合には取引停止等の措置を講ずることを周知する。
当事者以外による適正な検収システムが運用されていない。	すべての検収が研究グループに属さない事務職員2名によって実施される体制とする。
非常勤雇用者（学生アルバイト等）の勤務状況の実態を把握できていない。	勤怠管理を研究者任せにせず、出勤簿を事務管理部署に備えることで勤務実態を把握する。
出張実態の確認が不十分。	「出張伺書」「出張報告書」に加えて、証拠書類（開催要項、新幹線や飛行機の領収書、搭乗チケット等）の提出により、出張の事実を確認する。

5, 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
機関内外からの相談及び通報窓口が設置されていない。また、相談窓口設置等の不正への取組に関する方針が外部に公表されていない。	相談及び通報窓口を大学事務局総務部に設置し、不正防止に関係する諸規程等とともにホームページに掲載し、外部に公開する。

6, モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
内部監査が適正に実施されずに形骸化している。	内部監査部門により、科研費等の公的研究費について、通常監査、特別監査及びリスクアプローチ監査を実施する。また、不正使用防止計画推進部局と連携し、管理体制の検証と見直しを行う。